

境港市生活衛生関係営業経営改善資金利子補給補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、境港市（以下「市」という。）の交付する境港市生活衛生関係営業経営改善資金利子補給補助金（以下「補助金」という。）に関し、境港市補助金等交付規則（昭和33年境港市規則第10号）に定めるもののほか、交付の申請、決定等について必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 補助金は、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）から生活衛生関係営業経営改善資金（以下「衛経資金」という。）の融資の実行を受けた生活衛生関係事業者（以下「事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、事業者の負担軽減及び経営安定を図ることを目的とする。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所又は事業所を有し平成27年4月1日以降に公庫から衛経資金の融資の実行を受けた者
- (2) 市税（納期限の到来しないものを除く。）の滞納がない者
- (3) 境港市暴力団排除条例（平成23年境港市条例第14号）第2項第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有する者でないもの

(交付対象期間)

第4条 補助金の交付対象期間は、当該融資の償還が開始された日の属する月（以下「利子補給開始月」という。）の初日から起算して36月を限度とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、借受人が公庫に納付した利子額の2分の1に相当する額とする。ただし、当該融資の元本の返済の遅延に伴って生じた利子の増額分は対象としない。

2 補助金の額は、次の各号に掲げる期間を基礎として算定するものとする。この場合、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

- (1) 利子補給開始月の属する年

利子補給開始月から利子補給開始月の属する年の12月まで

- (2) 利子補給開始月から起算して36月後に当たる月の属する年

利子補給開始月から起算して36月後に当たる月の属する年の1月から当該利子補給開始月から起算して36月後に当たる月まで

- (3) 前2号以外の年

1月から12月まで

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする事業者は、境港市生活衛生関係営業経営改

善資金利子補給補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

- (1) 融資実行を示す書類の写し
 - (2) 返済の計画を示す書類の写し
 - (3) 公庫が発行する利息支払証明書
 - (4) 納期限の到来した市税を完納していることを証明する書類
 - (5) 役員等名簿（様式第4号）
 - (6) その他市長が特に必要と認める書類
- （交付決定）

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い。境港市生活衛生関係営業経営改善資金利子補給補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第8条 補助金の交付を受けようとする事業者は、前条の規定による交付決定通知書を受領した日から30日以内に、境港市生活衛生関係営業経営改善資金利子補給補助金交付請求書（様式第3号）に交付決定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

境港市長 様

申請者 住 所
事業者名
代表者氏名

印

境港市生活衛生関係営業経営改善資金利子補給補助金交付申請書

年度において、標記補助金の交付を受けたいので、境港市補助金等交付規則第5条及び境港市生活衛生関係営業経営改善資金利子補給補助金交付要綱第6条の規定により申請します。

記

- 1 補助金の名称 境港市生活衛生関係営業経営改善資金利子補給補助金
2 借入内容

資金使途	設備資金 ・ 運転資金
借入額	円
融資利率	%
償還期間	年 月 日～ 年 月 日
支払利子額及び支払期間	円 年 月 日～ 年 月 日
利子補給補助金交付申請額	円

- 3 添付書類 (1) 融資実行を示す書類の写し
(2) 返済の計画を示す書類の写し
(3) 公庫が発行する暦年ごとの利息支払証明書
(4) 納期限の到来した市税を完納していることを証明する書類
(5) 役員等名簿（様式第4号）
(6) その他市長が特に必要と認める書類
※ (1)及び(2)については、初回申請時のみ

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

様

境港市長

境港市生活衛生関係営業経営改善資金利子補給補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました 年度境港市生活衛生関係経営改善資金利子補給補助金については、次のとおり交付することに決定しましたので境港市補助金等交付規則第7条第1項及び境港市生活衛生関係営業経営改善資金利子補給補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 補助事業の名称

2 補助金の交付決定額 円
(算定基準額 円)

3 交付の条件

境港市補助金等交付規則及び境港市生活衛生関係営業経営改善資金利子補給補助金交付要綱を遵守すること。

様式第3号（第8条関係）

境港市生活衛生関係営業経営改善資金利子補給補助金交付請求書

金 円

年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった
境港市生活衛生関係営業経営改善資金利子補給補助金として

上記のとおり請求します。

年 月 日

住 所
事業者名
代表者氏名

⑩

境港市長 様

